

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、センター」を削る。

第2条の見出し及び同条第1項中「、センター」を削り、同条くらし文化部の項中「マイナンバー推進係」を「スマート窓口推進係」に改め、同条健康福祉部の項中「こども未来課 保育係 幼稚園係」を「幼保こども園課 幼保こども園係」に改め、同条環境経済部の項中

「

産業振興課 産業競争力強化係 商工観光係
環境クリーンセンター を
環境業務課 総務係 施設整備係 施設維持係 業務係

「

産業振興課 産業競争力強化係 商工観光係
環境業務課 総務係 施設係 業務係 に改め、

同条建設部の項中

「

区画整理推進室 区画整理係 を

「

区画整理推進室 区画整理係
下水道課 施設係 事業係 経理係 に改める。

第5条街づくり推進系の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第13条市民系の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第11号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (8) マイナンバーの指定に関する事。
- (9) マイナンバーカードの交付、更新等及び付随する手続に関する事。
- (10) マイナンバーカードの電子証明書の発行等に関する事。

第13条マイナンバー推進系の項を次のように改める。

スマート窓口推進系

- (1) ライフイベントに係るワンストップ窓口の企画及び推進に関する事。
- (2) おくやみコーナーの設置及び運営に関する事。

第17条地域支え合い推進系の項第10号中「まちかど相談室、地域包括ケア広場及び健康ステーション」を「地域包括ケア広場」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「こども未来課」を「幼保こども園課」に改め、同条保育系の項を次のように改める。

幼保こども園系

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく保育又は教育の実施に関する事。
- (2) 幼稚園の教育課程に関する事。
- (3) 保育所、こども園及び幼稚園に係る業務の管理に関する事。
- (4) 保育所、こども園及び幼稚園の総合調整に関する事。
- (5) 保育所、こども園並びに幼稚園の調査及び統計に関する事。
- (6) 保育所、こども園並びに幼稚園の運営に係る指導及び助言に関する事。
- (7) 保育所、こども園及び幼稚園における人権教育に関する事。
- (8) 保育士、保育教諭及び幼稚園教職員の研修に関する事。
- (9) 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の事務に関する事。

- (10) 保育料及び給食費の徴収に関すること。
- (11) 保育所、こども園及び小規模保育事業所の入所選考に関すること。
- (12) 保育所及びこども園の献立計画、調理・栄養指導その他給食に関すること。
- (13) 子ども・子育て支援施設等への指導監査に関すること。
- (14) こども園及び幼稚園の通園区域に関すること。
- (15) 幼稚園の幼児の受託に関すること。
- (16) 幼稚園について教育委員会が命じたこと。
- (17) 局及び課の庶務に関すること。

第19条幼稚園系の項を削る。

第21条環境政策系の項中第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) S D G s 未来都市に係る総合調整に関すること。

第21条環境政策系の項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 貯水槽水道に関すること。

第25条商工観光系の項に次の1号を加える。

- (8) 柳本駅舎に関すること。

第25条の2総務系の項第2号中「山辺広域市町村圏の調整」を「天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託」に改め、同条施設整備系の項を次のように改める。

施設係

- (1) ごみ処理施設の廃止に関すること。
- (2) 災害廃棄物処理計画に関すること。
- (3) 山辺広域埋立処分地に関すること。
- (4) し尿処理施設に関すること。
- (5) し尿収集委託業者との調整に関すること。
- (6) 浄化槽清掃業者の指導に関すること。

第25条の2施設維持系の項を削る。

第29条都市計画係の項第11号中「宅地造成工事規制区域内行為等」を「宅地造成等工事規制区域内行為等」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) ラブホテル建築等規制に関すること。

第30条から第32条までを次のように改める。

(下水道課の事務)

第30条 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

(下水道課の事務)

第30条 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

施設係

- (1) 管渠の維持管理等に関すること。
- (2) 雨水ポンプ場及び農業集落排水処理場の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 汚水柵の設置申請に伴う工事の設計及び監督に関すること。
- (4) 流入水の水質に関すること。
- (5) 下水道事業の事業用地の境界明示その他出願に関すること。
- (6) 下水道施設管理者以外の者が行う下水道工事の設計審査及び指導に関すること。
- (7) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の指導に関すること。
- (8) 他課に係る排水設備の技術に関すること。
- (9) 下水道事業の用に供する施設の供用開始に関すること。
- (10) 下水道使用水量の認定業務に関すること。
- (11) 下水道事業の受益者負担金に係る調査及び賦課徴収に関すること。
- (12) 水洗便所改造資金貸付金の支出及び回収に関すること。
- (13) 下水道事業の受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付金の滞納整理及び欠損処分に関すること。
- (14) 水洗便所の普及促進に関すること。
- (15) 工事に伴う不動産の取得に関すること。
- (16) 排水設備工事の確認申請及び検査に関すること。
- (17) 水洗便所改造資金貸付に係る受付及び審査に関すること。

- (18) 地下埋設物の調査、事前協議及び立会に関すること。
- (19) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条に規定する工事等に係る下水道台帳等の作成、整備及び保管に関すること。
- (20) 指定下水道工事店の指定管理事務及び排水設備工事責任技術者の選任管理事務に関すること。
- (21) 課の庶務に関すること。

事業係

- (1) 下水道事業の計画、統計及び認可等の総合調整に関すること。
- (2) 工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 流域下水道との調整事務に関すること。
- (4) 下水道台帳等（下水道法第16条に規定する工事等に係るものを除く。）の作成、整備及び保管に関すること。

経理係

- (1) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 下水道事業に係る予算編成事務の総括、予算書の作成及び予算執行管理の統制に関すること。
- (3) 下水道事業に係る決算事務の総括並びに財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (4) 下水道事業に係る企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 下水道使用料の原価計算に関すること。
- (6) 下水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに出納事務に関すること。
- (7) 下水道事業に係る会計伝票、帳簿及び証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (8) 下水道事業に係る金融機関との連絡調整に関すること。
- (9) 下水道事業に係る公金の預託に関すること。
- (10) 下水道事業に係る収入及び支出書類の審査に関すること。
- (11) 下水道事業に係る普通財産（物品、資材等を含む。）の管理及び処分の総括に関すること。

- (12) 下水道事業に係る固定資産の評価及び償却並びに固定資産台帳の整理及び保管に関すること。
- (13) 天理市下水道事業経営審議会に関すること。
- (14) その他下水道事業に係る経理に関すること。
- (15) 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関すること。

第31条及び第32条 削除

第34条の2を削る。

第36条第3項中「所長又は」を削る。

第41条及び第42条第1項中「、所長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。